

令和6年4月1日から義務づけられている取組について

1. 業務継続計画(BCP)の策定等について
2. 高齢者虐待防止の推進について
3. 身体拘束等の適正化の推進
4. 協力医療機関との連携体制の構築



令和6年12月23日
日立市介護保険課

令和6年4月1日から義務づけられている取組について

1. 業務継続計画(BCP)の策定等について

2. 高齢者虐待防止の推進について

3. 身体拘束等の適正化の推進

4. 協力医療機関との連携体制の構築



令和6年12月23日
日立市介護保険課

1. BCP未策定事業所への減算

事業者は、感染症や非常事態の発生時における、サービス提供の継続的な実施及び、非常時も体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画(BCP)を策定し、計画に従い必要な措置を講じる必要があります。

BCP未策定の事業所は、基本報酬が**減算**されます。

対 象	全サービス(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)
算 定 要 件	以下の措置が講じられていない場合 ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
減算単位数	【業務継続計画未実施減算】 ➤ 施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3 ➤ その他サービス 所定単位数の100分の1
経 過 措 置	感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害時に関する具体計画の策定を行っている場合 <u>令和7年3月31日までの間は減算を適用しない。</u> ※訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅支援については、 <u>令和7年3月31日までの間は減算を適用しない</u>

令和6年4月1日から義務づけられている取組について

1. 業務継続計画(BCP)の策定等について
- 2. 高齢者虐待防止の推進について**
3. 身体拘束等の適正化の推進
4. 協力医療機関との連携体制の構築



令和6年12月23日
日立市介護保険課

2. 高齢者虐待防止の推進

事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、「虐待の未然防止」、「虐待等の早期発見」、「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点を踏まえ、措置を講じる必要があります。

高齢者虐待防止措置未実施の事業所は、基本報酬が**減算**されます。

対 象	全サービス(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)
算 定 要 件	以下の措置が講じられていない場合 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的 に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること ② 虐待の防止のための指針を整備すること ③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること ④ ①～③の措置を適切に実施するための担当者を置くこと
減算単位数	所定単位数の100分の1 (高齢者虐待防止措置未実施減算)
経 過 措 置	経過措置なし ※福祉用具貸与に関しては、サービス提供の様態が他サービスと異なる等を踏まえ、3年 間の経過措置を設ける

令和6年4月1日から義務づけられている取組について

1. 業務継続計画(BCP)の策定等について
2. 高齢者虐待防止の推進について
- 3. 身体拘束等の適正化の推進**
4. 協力医療機関との連携体制の構築



令和6年12月23日
日立市介護保険課

3. 身体拘束等の適正化の推進

身体拘束等の適正化の推進未実施の事業所は、基本報酬が**減算**されます。

対 象	(1) 短期入所系サービス、 多機能系サービス	(2) 訪問系サービス、通所系サービス 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援
算 定 要 件	以下の措置が講じられていない場合	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 身体拘束等の適正化のための委員会を定期的 に開催するとともに、その結果について、 従業者に周知徹底を図ること ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備 すること ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正のための 研修を定期的 に実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護 するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘 束等を行ってはならないこと ② 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得 ない理由を記録しなければならないこと
減算単位数	所定単位数の100分の1 (身体拘束廃止未実施減算)	
経 過 措 置	令和7年3月31日までの間は減算を適用しない	経過措置なし


令和6年4月1日から義務づけられている取組について

1. 業務継続計画(BCP)の策定等について
2. 高齢者虐待防止の推進について
3. 身体拘束等の適正化の推進
- 4. 協力医療機関との連携体制の構築**



令和6年12月23日
日立市介護保険課

4. 協力医療機関との連携体制の構築

 日上市 提出期限令和6年12月末
(GH及び小規模特養)

1年に1回以上、指定権者へ届出が必要です。

対 象	<ul style="list-style-type: none">➤ 居住系サービス(GH、特定施設)➤ 施設系サービス(特養、小規模特養、老健、介護医療院)
要 件	<p>以下の要件を満たす協力医療機関を定めること 【居住系サービス:努力義務】【施設系サービス:義務(令和9年3月31日までは努力義務)】</p> <ul style="list-style-type: none">① 利用者の病状の急変が生じた際に、医師等が相談を行う体制を常時確保していること② 診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保していること③ 病状の急変が生じた際に、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を整えていること(施設系サービス) <p>1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた際場合等の対応を確認すること</p> <p>利用者が協力医療機関に入院した後に、退院が可能となった場合においては速やかに再入所させるよう努めること</p>

4. 協力医療機関との連携体制の構築



日上市 提出期限令和6年12月末
(GH及び小規模特養)

(別紙3)

協力医療機関に関する届出書

令和 6 年 〇 月 〇 日

各指定権者
各許可権者 殿

届出者	フリガナ 名称	グループホームひだり グループホームひだり			
	事務所・施設の所在地	〒317-8601 日上市助山町1-1 (ビルの名称等)			
	連絡先 事業所番号	電話番号	0294-22-3111	FAX番号	0294-24-2281
	事業所・施設種別	<input type="checkbox"/> 1 (介護予防)特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 2 地域密着型特定施設入居者生活介護 <input checked="" type="checkbox"/> 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 4 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 5 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 6 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 7 介護医療院 <input type="checkbox"/> 8 養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 9 軽養老人ホーム			
	代表者の職・氏名	職名	理事長	氏名	日立 太郎
代表者の住所	〒317-8601 日上市助山町1-1				
協力医療機関	①施設基準(※1)第1号(※2)の規定を満たす協力医療機関	① 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③ 入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。			
	②施設基準(※1)第2号(※3)の規定を満たす協力医療機関				
	(事業所・施設種別4～8のみ) ③施設基準(※1)第3号(※4)の規定を満たす協力病院				
上記以外の協力医療機関	医療機関コード		医療機関コード		
を満したす協力医療機関を定めたい場合	第1号から第3号の規定(※5)にあたり過去1年間に協議を行った医療機関数	【認知症対応型共同生活介護】 協力医療機関①～②で記載できない項目がある場合、必ず記載してください。 【地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護】 協力医療機関①～③で記載できない項目がある場合、必ず記載してください。			
協議をした医療機関との対応の取り決めが困難であった理由					
(過去1年間に協議を行っていない場合)医療機関と協議を行わなかった理由					
届出後1年以内に協議を行う予定の医療機関					
関係書類	別添のとおり				

【認知症対応型共同生活介護】
①～②すべて記載すること。

【地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護】
①～③すべて記載すること。

4. 協力医療機関との連携体制の構築

新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携について

対 象	<ul style="list-style-type: none">➤ 居住系サービス(GH、特定施設)➤ 施設系サービス(特養、小規模特養、老健、介護医療院)
改 正 内 容	<p>① 利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。</p> <p>② 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。</p>
第二種協定医療機関	<p>新興感染症の発生時において、発熱外来の実施や自宅療養者等への医療の提供等を行うものとして県と協定を締結した医療機関のこと。</p> <p>参照:茨城県ホームページ>茨城県の各部局の業務案内>保健医療部>本庁>疾病対策課>新型インフルエンザ等対策>医療措置協定について</p>

令和7年度以降に義務づけられる取組について

1. 「書面掲示規制」の見直し
重要事項等のウェブサイト上への公開
2. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の
負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置



令和6年12月23日
日立市介護保険課

令和7年度以降に義務づけられる取組について

1. 「書面掲示規制」の見直し
重要事項等のウェブサイト上への公開
2. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置



令和6年12月23日
日立市介護保険課

1. 「書面掲示規制」の見直し

重要事項等のインターネットへの公開

対象サービス	全サービス
改正内容	現在、事業所内に掲示している運営規程の概要等の重要事項について、事業所内での書面掲示に加え、原則としてウェブサイト(法人のホームページ又は介護サービス情報公表システム上)に掲載・公表しなければならないこと。
経過措置	令和7年4月1日から義務



令和7年度以降に義務づけられる取組について

1. 「書面掲示規制」の見直し
重要事項等のウェブサイト上への公開
2. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置



令和6年12月23日
日立市介護保険課

2. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び 職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

対象サービス	<ul style="list-style-type: none">➤ 居住系サービス(GH、特定施設)➤ 施設系サービス(特養、小規模特養、老健、介護医療院)➤ 多機能系サービス(小多機、看多機)➤ 短期入所系サービス
改正内容	介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための 委員会の設置 を義務付ける。
経過措置	令和9年3月31日までは努力義務



参考資料

各種委員会について



令和6年12月23日
日立市介護保険課

各種委員会について

サービス: 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

	感染症の予防 及びまん延防 止のための 措置	虐待の防止	身体拘束等の 適正化	生産性向上※	業務継続計画 の策定等
指針	○	○	身体拘束等を行 う場合、記 録を義務付け	/	計画の策定
研修	年に1回以上	年に1回以上			年1回以上
訓練	年に1回以上	—			年1回以上
委員会	6月に1回	定期的			—

虐待の防止に関する措置を適切に実施するための**担当者を設置**

※利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

各種委員会について

サービス:(看護)小規模多機能型居宅介護

身体拘束等適正化について、必要な措置が講じられていない場合、令和7年度から減算となります。

	感染症の予防及びまん延防止のための措置	虐待の防止	身体拘束等の適正化 (1年の経過措置)	生産性向上※	業務継続計画の策定等
指針	○	○	○	—	計画の策定
研修	年に1回以上	年に1回以上	年2回	—	年1回以上
訓練	年に1回以上	—	—	—	年1回以上
委員会	6月に1回	定期的	3月に1回	定期的 (3年の経過措置)	—

虐待の防止に関する措置を適切に実施するための**担当者を設置**

※利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

各種委員会について

サービス: 認知症対応型共同生活介護

	感染症の予防 及びまん延防 止のための 措置	虐待の防止	身体拘束等の 適正化	生産性向上※	業務継続計画 の策定等
指針	○	○	○	—	計画の策定
研修	年に2回以上	年に2回以上	年2回	—	年1回以上
訓練	年に2回以上	—	—	—	年1回以上
委員会	6月に1回	定期的	3月に1回	定期的 (3年の経過 措置)	—

虐待の防止に関する措置を適切に実施するための**担当者を設置**

※利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

各種委員会について

サービス:地域密着型介護老人福祉施設

	感染症の予防 及びまん延防 止のための 措置	虐待の防止	身体拘束等の 適正化	生産性向上※	業務継続計画 の策定等
指針	○	○	○	—	計画の策定
研修	年に2回以上	年に2回以上	年2回	—	年1回以上
訓練	年に2回以上	—	—	—	年1回以上
委員会	3月に1回	定期的	3月に1回	定期的 (3年の経過 措置)	—

虐待の防止に関する措置を適切に実施するための**担当者を設置**

※利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

義務づけられる取組について

現時点では、市に提出等は求めませんが、

今後、運営推進会議の際に確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

また、対応や措置について提出を求める場合があります。

各事業所において、適切な措置・対応をお願いします。

